

職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この職員給与規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第29条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で職員とは、本会就業規則第3条第1号、第2号及び第3号に規定する職員をいう。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 深夜勤務手当
- (8) 管理職手当
- (9) 職制手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当
- (12) 特殊勤務手当
- (13) 退職手当

(適用除外)

第4条 特別職及び嘱託職員は次の区分により適用を除外するものとする。

- 2 特別職及び嘱託職員は、扶養手当、住居手当は支給しないことを原則とする。ただし、本会会長が特に必要と認めた場合は支給することができる。

第2章 給与の計算及び支給

(給与の支払い及び控除)

第5条 給与は、通貨で直接本人に支払う。ただし、本人の同意がある場合は、銀行その他の金融機関の本人名義の口座へ振込により支払うことができる。

- 2 法令及び法令の規定に基づく協約、又は協定により控除するものがあるときは、給与から控除して支払う。

(給与の計算期間及び支給日)

第6条 給与は、月の初日から末日までを1給与計算期間とし、月の末日をもって締め切る。

2 給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当は、その月の初日から末日までの分をその月の19日（以下「給料支給日」という。）に支給する。ただし、給料支給日が金融機関の休日にあたる場合は、繰り上げ又は繰り下げた日とする。

3 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当及び特殊勤務手当は、職員の勤務実績に基づき、その月の初日から末日までの分をその月の翌月の給料支給日に支給する。

（日割・時間割計算方法）

第7条 職員が給与計算期間の中途において、採用、退職又は解雇されたときは、特に定めのあるほか日割又は時間割計算により支払う。

2 日割計算とは、1給与計算期間の労働日数を年間所定労働日数割る12月とした日割による計算をいう。（給料÷月平均所定労働日数）

3 時間割計算とは、1給与計算期間の労働時間を年間所定労働時間割る12月とした時間割による計算をいう。（給料÷月平均所定労働時間数）

（端数処理）

第8条 時間外勤務、休日勤務、欠勤等の勤務時間を算出する場合、1給与計算期間について、それぞれ合計した勤務時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを切り上げる。

（時間外勤務等の算定基礎額）

第9条 勤務1時間当たりの時間外勤務手当等の算定基礎額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じ、本会就業規則第22条第1項第2号及び第3号に規定する休日に係る時間数を減じたもので除して得た額とする。

2 前項のとおり勤務1時間当たりの算定基礎額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。

（給与の減額）

第10条 職員が欠勤（遅刻、早退、私用外出を含む。）したときは、その欠勤につき日割計算又は時間割計算により算出した給料の額を減額して給与を支払う。

（休職者の給与）

第11条 職員が本会就業規則第10条の休職を命じられた場合は、給与は支払わない。ただし、休職の事情を勘案して給与の全部又はその一部を支給することがある。

（給料）

第12条 給料とは、正規の勤務時間による労働の対価であって、第3条の各種手当を除いた月額とする。

（給料表）

第13条 職員の給料は、別表1のとおりとする。

（給料の支給）

第14条 給料の支給日は、毎月19日（当日が土曜日、日曜日又は、休日に当たるときは、繰

り上げ、繰り下げた日) とする。

- 2 災害その他特別の事情により、前項の規定により難しい場合は、支給日を変更することができる。

(職務の級及び標準的な職務の内容)

第15条 給料表に定める職務の級及び分類の標準的な職務内容は、別表2に定めるとおりとし、これに掲げる職務とその種類、困難及び責任の度が同程度の職務の級に分類されるものとする。

(初任給基準)

第16条 新たに職員となった者の職務の級及び号給は、下表に定める初任給格付区分表による。

| 職 種 | 学 歴 免 許 制 | 初 任 級 |
|----------------|-----------|---------|
| 特別職 | 無 | 嘱託級 34号 |
| 一般職員 (正規職員) | 大 学 卒 | 1 級 25号 |
| | 短 大 卒 | 1 級 17号 |
| | 高 校 卒 | 1 級 9号 |
| 嘱託職員 | 無 | 嘱託級 1号 |

- 2 前項の規定にあたって、その者に経験年数等の特別な事情がある場合は、その者に与えられる職務及び学歴、経験、能力に応じて本会会長が定める。

(昇格)

第17条 職員を昇格させる場合には、人事評価の結果と組織の必要性に応じて職員を現に格付されている級の1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合におけるその者の号級は、昇格した日の前日に受けていた号級と同じ額の号級とする。ただし、同じ額の号級がないときは、当該号級の直近上位の額の号級とする。
- 3 職員が現に格付されている級の1級上位の級に対応する号級がない場合は、現に格付されている級で昇給をし、上位級で対応できる時点で昇格するものとする。

(降格)

第18条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合、降格させることができる。

- (1) 本会就業規則に違反し降格に該当する処分が行われた場合
- (2) 人事評価の結果により、意欲及び能力の面で、職務を遂行することが困難と判断される場合
- (3) 本人の希望により、下位等級の職務に異動した場合

- 2 職員を降格させる場合におけるその者の基本給は、降格した日の前日に受けていた号級と同じ額の号級とする。ただし、同じ額の号級がないときは、当該号級の直近下位の額の号級とする。

(昇給又は降給)

第19条 本会就業規則第3条第1号から第3号に規定する職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の別に定める人事評価に基づき、下表の基準により決定する。

| 人事評価基準 | 昇給・降給の号数 | |
|---------|------------|------------|
| | 特別職・正規職員 | 嘱託職員 |
| 特に良好である | 5号以上昇号 | 3号以上昇号 |
| 良好である | 3から4号昇号 | 2号昇号 |
| 普通である | 1から2号昇号 | 昇号なしから1号昇号 |
| やや劣る | 昇号停止から1号降号 | 1号降号 |
| 劣る | 2号以上降号 | 2号以上降号 |

2 前項の規定にかかわらず、経営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、昇給の時期を変更、昇給の停止、又は降給することがある。

3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、昇給の実施にあたってはこれを行わないものとする。

- (1) 休職中の者
- (2) 育児休業及び介護休業中の者
- (3) 本会就業規則の規定により懲戒処分された者、又は懲戒事由に該当する者の場合
- (4) その他本会会長が、昇給することが不相当と認められる者

(中途入退者等の支給)

第20条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、昇格等により基本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から本会就業規則第22条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 職員が給料計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与計算期間の給料は、前項同様に日割計算により支給する。

- (1) 休職を命じられ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 出勤停止を命じられ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合
- (3) 本会育児・介護休業等に関する規則に規定する育児休業及び介護休業の期間の終了により職務に復帰した場合

第3章 諸手当

(手当)

第21条 職員には給料のほか第3条の定める手当を支給する。

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 前項の規定にかかわらず、次の者は扶養家族とすることができない。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は他の事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養手当の額は、下表のとおりとする。

| | 対 象 者 | 手 当 額 |
|---|-------------------------------------------|---------|
| 1 | 第2項第1号に該当する扶養親族(配偶者) | 13,000円 |
| 2 | 第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族 | 6,500円 |
| 3 | 職員に配偶者ない場合の第2項第2号から第5号までに該当する場合は扶養親族のうち1人 | 10,000円 |
| 4 | 満16歳の初年度初めから、満22歳年度末までの間にある子1人につき | 5,000円 |

(扶養親族の届出)

第23条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を本会会長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

(扶養手当の支給)

第24条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員になった日、扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものすべてについて前条第2号に掲げる事実が生じた場合

においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部について前条第2号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について前条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 3 扶養手当は、給料日に支給する。

（住居手当）

第25条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に対して支給する。

- 2 住宅手当の月額を、次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、それを切り捨てた額）とする。

| | 対 象 者 | 手 当 額 |
|---|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 月額16,500円以下の家賃を支払っている職員 | 家賃の月額から4,500円を控除した額 (家賃の月額が10,000円未満のときは、5,500円) |
| 2 | 月額16,500円を超える家賃を支払っている職員 | 家賃の月額から16,500円を控除した額の1/2（その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは、16,000円）に12,000円を加算した額 |

- 3 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して、直ちにその旨を本会会長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

（住居手当支給の始期及び終期）

第26条 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第4項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 住居手当は、給料日に支給する。

（通勤手当）

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- （1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
- （2）通勤のため自動車その他の交通用具で本会会長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
- （3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

（通勤手当の月額）

第28条 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）前条第1号に掲げる職員については、その者の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- （2）前条第2号に掲げる職員については、自動車等の使用距離の区分に応じ、別表3に掲げる額とする。
- （3）前条第3号に掲げる職員は、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額

（通勤手当の届出並びに支給の始期及び終期）

第29条 新たに第27条の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに届出なければならない。職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

- 2 通勤手当の支給は、職員に新たに第27条の職員たる要件が具備されることに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職した場合においては、その者が退職したその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 通勤手当は、これを受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であったときは、その日の属する月）から支給額を改定する。支給額の改定については、前項の規定を準用する。
- 4 通勤手当を受けている職員が出張、休暇、欠勤、その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

5 通勤手当は、給料日に支給する。

(時間外勤務手当)

第30条 時間外勤務手当は、本会就業規則第23条の規定により、時間外勤務を命じられた職員に対して支給する。

2 時間外勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務1時間あたりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。

3 時間外勤務手当は、給料日に支給する。

(休日勤務手当)

第31条 休日勤務手当は、本会就業規則第23条の規定により、休日において勤務をすることを命じられた職員に対し支給する。ただし、振替休日を与えられた場合は、当該休日勤務は通常の勤務日に勤務したものとみなし、休日勤務手当は支給しない。

2 休日勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務時間1時間あたりの算定基礎額に100分の135を乗じて得た額とする。ただし、休日が年末年始の場合、その勤務1時間につき、勤務時間1時間あたりの算定基礎額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 休日勤務手当は、給料日に支給する。

(深夜勤務手当)

第32条 深夜勤務手当は、午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給する。

2 深夜勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務時間1時間あたりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。

3 時間外勤務又は休日勤務が、午後10時から午前5時までの間に及んだ場合は、時間外勤務手当又は休日勤務手当の額に、前項の深夜勤務手当の額を加算して支給する。

4 深夜勤務手当は、給料日に支給する。

(管理職手当及び職制手当)

第33条 管理及び監督の地位にある職員には、下表の管理職手当を支給する。また、管理・監督に準ずる職制上の職員には、同表の職制手当を支給する。

| | 職名 | 手当額 |
|-------|------|---------|
| 管理職手当 | 事務局長 | 60,000円 |
| 職制手当 | 課長 | 50,000円 |

2 管理職手当及び職制手当は、新たに前項の規定の適用を受ける職員となったときには、その日から支給し、支給額の異なる職に変更したときは、その日から新たな職に定められた額を支給し、前項の規定の適用を受けなくなったときには、その日の翌日以降は支給しない。

3 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を受けて勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当及び職制手当は支給することができない。

4 管理職手当及び職制手当は、給料日に支給する。

(特殊勤務手当)

- 第34条 特殊勤務手当は、その業務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。
 - 3 特殊勤務手当は、給料日に支給する。

第4章 賞 与

(期末手当)

- 第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。ただし、本会の経営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、期末手当を減額又は支給しないことがある。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の次に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
 - 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
 - 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、職員のうち主任以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、次に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。
 - (1) 事務局長 10%
 - (2) 課長 8%
 - (3) 係長 6%
 - (4) 主任 5%
 - 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し、必要な事項は本会会長が定める。
 - 6 期末手当の支給日は、6月30日及び12月10日（当日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、繰り上げ、繰り下げた日）とする。

(勤勉手当)

- 第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。ただし、本会の経営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、勤勉手当を減額又は支給しないことがある。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額に、勤務成績による割合と別表4に定める基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、職員のうち主任以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、次に定める割合を乗じて得た額を加算した額を勤勉手当基礎額とする。
 - (1) 事務局長 10%
 - (2) 課長 8%
 - (3) 係長 6%
 - (4) 主任 5%
- 5 第2項に規定する勤務成績及び勤務期間の算定に関し、必要な事項は本会会長が定める。
- 6 勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日（当日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、繰り上げ、繰り下げた日）とする。

第5章 退職手当

(退職手当)

- 第37条 職員及び嘱託職員が在職1年以上で退職した場合は、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、本会就業規則第42条第4号の規定により解職されたものには支給しないこととする。
- 2 本会が加入する全国社会福祉団体職員退職積立基金（以下「同基金」という。）に積み立てをしている職員が退職をした場合に支給される退職手当等は、同基金の基準により支給する。
 - 3 独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済事業（以下「同機構の退職手当」という。）に加入している職員は、同機構の退職手当基準による支給と同基金により積算した額から同機構の退職手当を除算した額を本会の退職積立事業より支給する。
 - 4 同基金及び同機構の退職手当に加入していない職員は、同基金の基準により積算した額を本会の退職積立事業より支給する。
 - 5 在職年数の計算は、同基金及び同機構の退職手当の規定によるものとする。
 - 6 職員が自己の犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職した場合には、退職手当を全部又は一部の支給を制限する。

第6章 旅費

(旅費)

- 第38条 職員に対して支給する旅費に関しては、別に定める本会旅費支給規程による。

第7章 補則

(その他)

- 第39条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成26年4月1日施行の職員給与規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

別表1 (第13条関係)

一般職員・嘱託職員給料表

平成30年1月1日

| 級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 嘱託級 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号級 | 給料月額(円) | 給料月額(円) | 給料月額(円) | 給料月額(円) | 給料月額(円) | 給料月額(円) | 給料月額(円) |
| 1 | 140,100 | 190,200 | 226,400 | 259,900 | 286,200 | 317,000 | 142,800 |
| 2 | 141,200 | 192,000 | 228,000 | 261,900 | 288,400 | 319,200 | 144,500 |
| 3 | 142,400 | 193,800 | 229,500 | 263,700 | 290,700 | 321,500 | 147,200 |
| 4 | 143,500 | 195,600 | 231,100 | 265,800 | 292,900 | 323,700 | 149,800 |
| 5 | 144,600 | 197,200 | 232,600 | 267,700 | 294,900 | 326,000 | 151,300 |
| 6 | 145,700 | 199,000 | 234,300 | 269,600 | 297,200 | 328,000 | 152,800 |
| 7 | 146,800 | 200,800 | 235,800 | 271,600 | 299,500 | 330,200 | 154,300 |
| 8 | 147,900 | 202,600 | 237,400 | 273,700 | 301,800 | 332,400 | 155,800 |
| 9 | 149,000 | 204,300 | 238,900 | 275,800 | 303,900 | 334,500 | 157,700 |
| 10 | 150,400 | 206,100 | 240,400 | 277,800 | 306,200 | 336,700 | 159,700 |
| 11 | 151,700 | 207,900 | 242,000 | 279,900 | 308,400 | 338,800 | 161,800 |
| 12 | 153,000 | 209,700 | 243,500 | 282,000 | 310,700 | 341,000 | 163,900 |
| 13 | 154,300 | 211,100 | 245,000 | 284,000 | 312,900 | 343,000 | 166,000 |
| 14 | 155,800 | 212,900 | 246,500 | 286,100 | 315,000 | 345,000 | 168,100 |
| 15 | 157,300 | 214,600 | 247,900 | 288,100 | 317,200 | 347,100 | 170,200 |
| 16 | 158,900 | 216,400 | 249,300 | 290,200 | 319,300 | 349,100 | 172,300 |
| 17 | 160,200 | 218,100 | 250,800 | 292,200 | 321,400 | 351,000 | 174,400 |
| 18 | 161,700 | 219,800 | 252,600 | 294,200 | 323,400 | 353,000 | 176,500 |
| 19 | 163,200 | 221,400 | 254,300 | 296,300 | 325,500 | 354,800 | 178,600 |
| 20 | 164,700 | 223,000 | 256,100 | 298,300 | 327,500 | 356,700 | 180,700 |
| 21 | 166,100 | 224,500 | 257,800 | 300,400 | 329,500 | 358,700 | 182,800 |
| 22 | 168,800 | 226,200 | 259,600 | 302,500 | 331,600 | 360,600 | 184,900 |
| 23 | 171,400 | 227,800 | 261,400 | 304,500 | 333,600 | 362,600 | 187,000 |
| 24 | 174,000 | 229,400 | 263,100 | 306,600 | 335,700 | 364,500 | 189,100 |
| 25 | 176,700 | 230,800 | 265,100 | 308,400 | 337,300 | 366,500 | 191,200 |
| 26 | 178,400 | 232,300 | 267,000 | 310,500 | 339,200 | 368,400 | 193,300 |
| 27 | 180,100 | 233,800 | 268,800 | 312,600 | 341,100 | 370,400 | 195,400 |
| 28 | 181,800 | 235,100 | 270,700 | 314,600 | 343,000 | 372,400 | 197,500 |
| 29 | 183,300 | 236,400 | 272,400 | 316,600 | 344,700 | 373,900 | 199,600 |
| 30 | 185,100 | 237,600 | 274,300 | 318,600 | 346,600 | 375,700 | 201,700 |
| 31 | 186,900 | 238,700 | 276,200 | 320,700 | 348,500 | 377,500 | 203,800 |
| 32 | 188,600 | 239,900 | 278,000 | 322,800 | 350,300 | 379,100 | 205,900 |
| 33 | 190,200 | 241,200 | 279,700 | 324,300 | 352,200 | 380,900 | 208,000 |
| 34 | 191,700 | 242,500 | 281,600 | 326,300 | 354,000 | 382,300 | 210,100 |
| 35 | 193,200 | 243,700 | 283,400 | 328,200 | 355,800 | 383,800 | 212,200 |
| 36 | 194,700 | 245,000 | 285,300 | 330,300 | 357,500 | 385,400 | 214,300 |
| 37 | 196,000 | 246,000 | 287,000 | 332,200 | 358,900 | 386,800 | 216,400 |
| 38 | 197,300 | 247,400 | 288,700 | 334,100 | 360,200 | 388,000 | 218,500 |
| 39 | 198,600 | 248,900 | 290,500 | 336,100 | 361,600 | 389,200 | 220,600 |
| 40 | 199,900 | 250,400 | 292,300 | 338,000 | 363,000 | 390,300 | 222,700 |
| 41 | 201,200 | 251,800 | 294,000 | 339,900 | 364,300 | 391,400 | 224,800 |
| 42 | 202,500 | 253,200 | 295,700 | 341,800 | 365,200 | 392,600 | 226,900 |

別表1 (第13条関係)

一般職員・嘱託職員給料表

平成30年1月1日

| 級 号級 | 1級 給料月額(円) | 2級 給料月額(円) | 3級 給料月額(円) | 4級 給料月額(円) | 5級 給料月額(円) | 6級 給料月額(円) | 嘱託級 給料月額(円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 43 | 203,800 | 254,600 | 297,400 | 343,600 | 366,300 | 393,800 | 229,000 |
| 44 | 205,100 | 256,000 | 299,000 | 345,500 | 367,400 | 394,900 | 231,100 |
| 45 | 206,300 | 257,200 | 300,700 | 347,000 | 368,200 | 395,600 | 233,200 |
| 46 | 207,600 | 258,500 | 302,400 | 348,400 | 369,100 | 396,300 | 235,300 |
| 47 | 208,900 | 259,900 | 304,000 | 349,900 | 370,000 | 397,000 | 237,400 |
| 48 | 210,200 | 261,300 | 305,700 | 351,400 | 370,900 | 397,700 | 239,500 |
| 49 | 211,300 | 262,600 | 306,900 | 353,000 | 371,800 | 398,300 | 241,600 |
| 50 | 212,400 | 263,700 | 308,400 | 353,800 | 372,600 | 398,900 | 243,700 |
| 51 | 213,400 | 265,000 | 309,900 | 355,000 | 373,400 | 399,400 | 245,800 |
| 52 | 214,500 | 266,300 | 311,500 | 356,000 | 374,200 | 399,800 | 247,900 |
| 53 | 215,600 | 267,400 | 313,100 | 356,900 | 374,900 | 400,200 | 250,000 |
| 54 | 216,600 | 268,500 | 314,700 | 358,000 | 375,600 | 400,500 | 252,100 |
| 55 | 217,500 | 269,800 | 316,300 | 358,900 | 376,300 | 400,800 | 254,200 |
| 56 | 218,500 | 271,100 | 317,800 | 360,000 | 377,000 | 401,100 | 256,300 |
| 57 | 219,200 | 272,200 | 319,300 | 360,900 | 377,500 | 401,400 | 258,400 |
| 58 | 220,100 | 273,200 | 320,500 | 361,600 | 378,100 | 401,700 | 260,500 |
| 59 | 221,000 | 274,300 | 321,700 | 362,300 | 378,700 | 402,000 | 262,600 |
| 60 | 221,900 | 275,400 | 322,900 | 363,000 | 379,400 | 402,300 | 264,700 |
| 61 | 222,600 | 276,600 | 323,600 | 363,400 | 379,800 | 402,600 | 266,800 |
| 62 | 223,600 | 277,600 | 324,500 | 364,000 | 380,500 | 402,900 | 268,900 |
| 63 | 224,500 | 278,500 | 325,300 | 364,700 | 381,100 | 403,200 | 271,000 |
| 64 | 225,400 | 279,500 | 326,100 | 365,400 | 381,700 | 403,500 | 273,100 |
| 65 | 226,100 | 280,300 | 327,000 | 365,700 | 382,100 | 403,800 | 275,200 |
| 66 | 227,000 | 281,200 | 327,400 | 366,400 | 382,700 | 404,100 | 277,300 |
| 67 | 227,900 | 281,900 | 328,100 | 367,100 | 383,300 | 404,400 | 279,400 |
| 68 | 229,000 | 282,800 | 328,900 | 367,800 | 383,900 | 404,700 | 281,500 |
| 69 | 229,800 | 283,800 | 329,700 | 368,100 | 384,300 | 404,900 | 283,600 |
| 70 | 230,500 | 284,600 | 330,400 | 368,700 | 384,800 | 405,200 | 285,700 |
| 71 | 231,200 | 285,400 | 331,100 | 369,400 | 385,300 | 405,500 | 287,800 |
| 72 | 232,000 | 286,200 | 331,800 | 370,000 | 385,900 | 405,800 | 289,900 |
| 73 | 232,800 | 287,000 | 332,300 | 370,300 | 386,200 | 406,000 | 292,000 |
| 74 | 233,500 | 287,500 | 332,900 | 370,900 | 386,600 | 406,300 | 294,100 |
| 75 | 234,200 | 287,900 | 333,400 | 371,600 | 387,000 | 406,600 | 296,200 |
| 76 | 234,900 | 288,400 | 334,000 | 372,200 | 387,400 | 406,800 | 298,300 |
| 77 | 235,600 | 288,500 | 334,300 | 372,600 | 387,700 | 407,000 | 300,400 |
| 78 | 236,400 | 288,900 | 334,800 | 373,100 | 388,000 | 407,300 | 302,500 |
| 79 | 237,200 | 289,100 | 335,200 | 373,700 | 388,300 | 407,600 | 304,600 |
| 80 | 238,000 | 289,500 | 335,700 | 374,200 | 388,600 | 407,800 | 306,700 |
| 81 | 238,700 | 289,700 | 336,100 | 374,700 | 388,800 | 408,000 | 308,800 |
| 82 | 239,400 | 289,900 | 336,600 | 375,300 | 389,100 | 408,300 | 310,900 |
| 83 | 240,100 | 290,300 | 337,100 | 375,800 | 389,400 | 408,600 | 313,000 |
| 84 | 240,800 | 290,600 | 337,600 | 376,100 | 389,600 | 408,800 | 315,100 |

別表 1 (第13条関係)

一般職員・嘱託職員給料表

平成30年1月1日

| 級 号級 | 1級 給料月額(円) | 2級 給料月額(円) | 3級 給料月額(円) | 4級 給料月額(円) | 5級 給料月額(円) | 6級 給料月額(円) | 嘱託級 給料月額(円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 85 | 241,500 | 290,900 | 337,900 | 376,500 | 389,800 | 409,000 | |
| 86 | 242,200 | 291,200 | 338,300 | 377,000 | 390,100 | | |
| 87 | 242,900 | 291,500 | 338,800 | 377,400 | 390,400 | | |
| 88 | 243,600 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,600 | | |
| 89 | 244,300 | 292,200 | 339,500 | 378,200 | 390,800 | | |
| 90 | 244,800 | 292,600 | 339,900 | 378,700 | 391,100 | | |
| 91 | 245,300 | 292,900 | 340,400 | 379,100 | 391,400 | | |
| 92 | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,600 | | |
| 93 | 246,100 | 293,400 | 341,000 | 379,800 | 391,800 | | |
| 94 | | 293,600 | 341,400 | | | | |
| 95 | | 294,000 | 341,900 | | | | |
| 96 | | 294,400 | 342,300 | | | | |
| 97 | | 294,600 | 342,400 | | | | |
| 98 | | 294,900 | 342,900 | | | | |
| 99 | | 295,300 | 343,300 | | | | |
| 100 | | 295,700 | 343,600 | | | | |
| 101 | | 295,900 | 343,900 | | | | |
| 102 | | 296,200 | 344,300 | | | | |
| 103 | | 296,600 | 344,700 | | | | |
| 104 | | 296,900 | 345,100 | | | | |
| 105 | | 297,100 | 345,600 | | | | |
| 106 | | 297,400 | 346,000 | | | | |
| 107 | | 297,800 | 346,400 | | | | |
| 108 | | 298,100 | 346,800 | | | | |
| 109 | | 298,300 | 347,300 | | | | |
| 110 | | 298,700 | 347,700 | | | | |
| 111 | | 299,100 | 348,000 | | | | |
| 112 | | 299,400 | 348,300 | | | | |
| 113 | | 299,500 | 348,800 | | | | |
| 114 | | 299,800 | | | | | |
| 115 | | 300,100 | | | | | |
| 116 | | 300,500 | | | | | |
| 117 | | 300,700 | | | | | |
| 118 | | 300,900 | | | | | |
| 119 | | 301,200 | | | | | |
| 120 | | 301,500 | | | | | |
| 121 | | 301,900 | | | | | |
| 122 | | 302,100 | | | | | |
| 123 | | 302,400 | | | | | |
| 124 | | 302,700 | | | | | |
| 125 | | 303,000 | | | | | |

別表2（第15条関係）

| 職種・職務級 | 内容 | 対象号 | 標準的な職務 |
|---------|-----|----------------------|--------------------|
| 一般職員給料表 | 1 級 | 1 級 9 号から 1 級 32 号まで | 定型的な業務を行う職務 |
| | 2 級 | 2 級 1 号から最終号まで | 高度な技能を必要とする業務を行う職務 |
| | 3 級 | 3 級 1 号から最終号まで | 主任又は主任に準ずる業務を行う職務 |
| | 4 級 | 4 級 1 号から最終号まで | 係長又は係長に準ずる業務を行う職務 |
| | 5 級 | 5 級 1 号から最終号まで | 課長又は課長に準ずる業務を行う職務 |
| | 6 級 | 6 級 1 号から最終号まで | 事務局長を補佐しうる職務 |
| 嘱託職員給料表 | 嘱託級 | 嘱託級 1 号 | 嘱託級として定型的な業務を行う職務 |
| | | 嘱託級 4 号 | 主任又は主任に準ずる業務を行う職務 |
| | | 嘱託級 7 号 | 係長又は係長に準ずる業務を行う職務 |
| | | 嘱託級 10 号 | 課長又は課長に準ずる業務を行う職務 |
| | | 嘱託級 34 号 | 事務局長に準ずる業務を行う職務 |

別表3（第28条関係）

| | 自動車等を使用する片道の距離 | 金額 |
|----|----------------------|---------|
| 1 | 2キロメートル以上4キロメートル未満 | 5,900円 |
| 2 | 4キロメートル以上6キロメートル未満 | 6,900円 |
| 3 | 6キロメートル以上8キロメートル未満 | 8,000円 |
| 4 | 8キロメートル以上10キロメートル未満 | 9,300円 |
| 5 | 10キロメートル以上12キロメートル未満 | 10,600円 |
| 6 | 12キロメートル以上14キロメートル未満 | 11,800円 |
| 7 | 14キロメートル以上16キロメートル未満 | 13,100円 |
| 8 | 16キロメートル以上18キロメートル未満 | 14,400円 |
| 9 | 18キロメートル以上20キロメートル未満 | 15,700円 |
| 10 | 20キロメートル以上25キロメートル未満 | 18,200円 |
| 11 | 25キロメートル以上30キロメートル未満 | 19,500円 |
| 12 | 30キロメートル以上35キロメートル未満 | 20,800円 |
| 13 | 35キロメートル以上 | 22,100円 |

別表 4 (第36条関係)

| 勤 務 期 間 | 割 合 |
|------------------|----------|
| 6 か月 | 100分の100 |
| 5 か月15日以上 6 か月未満 | 100分の95 |
| 5 か月以上 5 か月15日未満 | 100分の90 |
| 4 か月15日以上 5 か月未満 | 100分の80 |
| 4 か月以上 4 か月15日未満 | 100分の70 |
| 3 か月15日以上 4 か月未満 | 100分の60 |
| 3 か月以上 3 か月15日未満 | 100分の50 |
| 2 か月15日以上 3 か月未満 | 100分の40 |
| 2 か月以上 2 か月15日未満 | 100分の30 |
| 1 か月15日以上 2 か月未満 | 100分の20 |
| 1 か月以上 1 か月15日未満 | 100分の15 |
| 15日以上 1 か月未満 | 100分の10 |
| 15日未満 | 100分の 5 |
| 零 | 零 |